

上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるサテライトオフィス等の進出促進を図るため、サテライトオフィス等の開設を検討するために市内を視察した場合における宿泊費等について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 市内に事業所を有していない市外の事業者が情報通信技術の活用により本拠の事業所から離れた場所として、新たに市内で開設する事業所をいう。

(2) サテライトオフィス等 サテライトオフィス及び次に掲げる場合に開設する事業所をいう。

ア 市外に本拠の事業所を有する事業者のうち、市内に事業所を有していないものが、市内に本拠の事業所を移転する場合

イ 市外に住所を有する人が、市内で新たに事業を起業し、又は創業する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、サテライトオフィス等の開設を検討するために市内の視察を行う事業者であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 開設を検討しているサテライトオフィス等で行う事業が、次に掲げる日本標準産業分類のいずれかに該当する事業又は市長が特に必要と認める事業であること。

ア 通信業

イ 情報サービス業

ウ インターネット付随サービス業

エ 映像情報制作・配給業

オ デザイン業

カ 広告業（インターネット広告業に限る。）

キ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）

ク コールセンター業

(2) 次に掲げる事業を行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
に基づく営業の許可又は届出を要する事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) サテライトオフィス等の視察費用に関し、国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サテライトオフィス等の開設を検討するための視察に係る次に掲げる経費とする。

(1) 宿泊費（市内の滞在中における宿泊に要する経費をいう。ただし、飲食費が含まれている場合は、当該費用を除く。）

(2) 施設利用料（サテライトオフィス等の候補となる施設の調査のため、市内施設を試験的に利用する場合に要する経費をいう。）

(3) 交通費（出発地から当市までの交通費のうち、公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費に限る。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額及び限度額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 宿泊費及び施設利用料 それぞれの補助対象経費の合計額とし、1人当たり1万円、かつ、1事業者当たり2万円を限度とする。

(2) 交通費 補助対象経費とし、1事業者当たり5万円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第6条 補助金の交付回数は、一の補助対象者につき一の年度当たり1回とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、サテライトオフィス等の視察を実施する前に、上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 視察計画書（第2号様式）

(2) 企業の概要が分かる資料（パンフレット等）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付決定通知書（第3号様式）
却下

により通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 交付決定を受けた事業者は、サテライトオフィス等の視察が終了した日の翌日から起算して1月を経過する日又は補助金交付年度の3月末日のいずれか早い日までに、上越市サテライトオフィス等視察費用補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告があった場合における規則第9条の規定による通知は、上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。